

## 東日本大震災被災地の復興方針の確認と要請について

二〇一一年三月十一日に発生した東日本大震災、それに伴う直後の大津波によっておよそ二十万人の方々が犠牲にられました。また、東京電力福島第一原子力発電所事故により福島県の広範囲の地域において放射能汚染が広がっており、今もなお十五万人を超える方々が避難をされ、そのうち五万七千人が県外へ避難され不自由な生活を送られています。あれから二年の歳月を経た現在、被災地の復興については、住居等の移転計画が示されましたが、住宅建設はまだ緒に就いたところであります。

### 福島復興再生基本方針についての確認事項

復興庁は、二〇一二年七月三日正午締め切りで「福島復興再生基本方針(案)」について意見募集を行い、全日本仏教会といたしました。同案の六頁から七頁に記載された「(3) 地域社会の再生」に焦点を当てた本会の意見を提出いたしました。

後日、貴庁のホームページに、各個人・団体から寄せられた意見に対する貴庁の考え方が掲載され、本会の意見に対しては「一般的に宗教そのものの観点から復興施策を講ずることについては、憲法第二十条の規定を踏まえ、慎重な対応が必要と考えています。なお、地域の歴史的、伝統的な宗教施設等が、地域の文化、観光等の再生の観点から、復旧・復興の対象となることもあります。これらは、あくまで文化、観光等の再生の観点から結果的に対象となります。」と述べております。

この考え方に対し、理解と説明が不足していると本会より指摘いたしましたところ、別紙の復興庁統括官名で同年八月十七日付の補足文書が示されました。福島復興再生基本方針の回答については、二段落目に「言葉足らずであるとともに、言葉遣いにも配慮が不足していたため、・・・」と陳謝を述べ、四段落目に「宗教施設であるからといって、直ちに国の施策の対象外となるものではなく、例えば、上記の地域の伝統や文化、コミュニティの再生等の面から、地域の復旧・復興施策の対象となり得るものと考えております。また、それは、施設の規模や観光客数で判断されるのではなく、地域の伝統や文化、コミュニティの観点からも、実質的に判断されるものと考えております。」との説明がありました。

右の統括官名の文書は、東日本大震災で被災した福島県のみならず、岩手県や宮城県を含む関係自治体宛てに周知されたと伺っております。

被災地の地域社会の復興計画または移転計画の立案におきまして、地域の伝統や文化、コミュニティ、地域の人々の心の拠り所の観点から、寺社本堂などの諸堂や庫裏等の諸施設を含めた宗教施設を施策の対象としてご確認いただきますよう再度お願い申し上げます。

続いて二点、関連する要請を申し上げます。

一、被災地復興計画の促進について

地域社会の再生におけるコミュニティの復興計画で、高台や内陸への集団移転の計画は、計画達成率九割超の二一六地区二万七六一戸が国土交通省の同意を得ていますが、実際の着工はこれからであります。住宅を自力で再

建できない方のために、八つの県で二万三千戸余りの「災害公営住宅」の建設が計画され、着工されたのは一割程度、完成したのは岩手・福島・長野の三県で八四戸に止まっています。これらの計画数と実際の数に開きがありませんことは、被災地の方々にとりましても、施策を進める復興庁や各自治体にとりましても、甚だ不本意な結果であると思われれます。何卒、被災された方が心やすらかに生活できますよう速やかに復興計画を促進されますようお願い申し上げます。

## 二、福島・原子力発電所事故の避難者への支援

福島・原子力発電所事故により、福島県内外に五万七千人の方々が出発して避難されています。原発周辺の帰宅困難区域、居住制限区域の方々には、自宅の様子を知りたい、私物の持ち出しをしたいと定期的に帰宅の申請を行って、立ち入りをしています。さらに春秋のお彼岸やお盆などの時期には、永年住み慣れた土地の習俗・慣習として受け継がれた先祖のお墓参りを行っています。帰宅の申請におきまして、「お墓参り」という理由が一般的な「政教分離」の原則から受け付けてもらえず、別の理由を口実として、二義的な、ついだという形でお参りをされている現実があります。この状況に鑑み、是非とも被災された方々の先祖をお参りしたいという気持ちを正当に受け入れてくださるようご理解いただきたく存じます。

尚、避難生活中に亡くなられた方々のご家族・ご親族が納骨を希望された場合につきましても、同様な受け入れをお願い申し上げます。

避難指示解除準備区域や再編計画の未決定区域の町や村の住民の方々をはじめ、放射能被害の不安の中、県内外への自主避難を選んだの方々を含めて、

家族と離ればなれの生活を余儀なくされている多くの家族に対しましても、日本国憲法第二十五条で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障しております。避難指示解除準備区域や再編計画の未決定区域の方々や県内外に自主避難された方々への家賃補助の制度延長と適用の拡大をご検討いただき、是非とも家族、地域の絆をつなぐ支援をお願いいたします。

また、県内外の避難者の方々の生活支援として、家族との面会のみならず先祖のお墓参りにあたり、自家用車で各地から高速道路を利用する方が多くおられます。原発周辺の帰宅困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域や再編計画の未決定区域から避難されている住民に対しまして、高速道路料金の無料パスの発行について、ご検討をお願い申し上げます。

以上二点につきまして、速やかなるご回答をお願い申し上げます。

二〇一三（平成二十五）年三月二十二日

公益財団法人 全日本仏教会

理事長 小林正道

復興大臣

根本 匠殿